

# 豊監公表第23号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年(2021年)10月26日

豊中市監査委員 岸本康 孝

同 相間佐基子

大田康治

同 神原宏一郎

# 豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹 (公印省略)

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講 じたので通知いたします。

記

# 1 (監査実施日 令和2年10月30日)

対象となった		
部局	指摘事項	講じた措置の内容
課・施設の名称		
総務部	「豊中市職員の転居を伴う派遣	市職員の転居を伴う派遣に関す
人事課	に関する助成金取扱要綱」に基	る助成金の支給を見直しました。
	づき派遣職員に助成金が支給さ	具体的には、「豊中市職員の転
	れているが、住居手当など給与	居を伴う派遣に関する助成金取扱
	に相当すると思われるものが含	要綱」の廃止を市長決裁により決
	まれているため、地方自治法第	定し、令和3年(2021年)3月26日
	204条の2及び地方公務員法	付で同要綱を廃止しました。
	第24条の規定に照らし、経費	また、同要綱に基づき支給した
	支給のあり方について整理され	助成金の支給決定をすべて取り消
	たい 。また、豊中市事務決裁	しました。
	規程第9条第4号又は第17号	さらに、本事業の目的が、職員
	の規定により市長の決裁を受け	の研修等への派遣にあたり必要と

材交流(交流派遣研修)の実施 に関する要綱」及び「豊中市職 員の転居を伴う派遣に関する助 成金取扱要綱」が同規程第11 条第1項第2号の規定を適用し て部長専決で制定されていた。

て制定すべき「民間企業との人」なる宿泊場所を経済的かつ合理的 に確保することであることに立ち 返り、「豊中市の交流派遣職員に 係る宿泊施設の確保等に関する取 扱要綱」を市長決裁により策定 し、豊中市職員旅費支給条例(昭 和23年豊中市条例第27号) に基づ き、必要な旅費を支出しました。

> 要綱の制定・改廃時の専決事項 については、令和3年3月30日付け 行政総務課発出事務文書「令和3 年度規則改正等に伴う事務運用の 変更について」および令和3年4月 1日以降に適用される豊中市事務 決裁規程に基づき適正に事務を執 行してまいります。

# 豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹 (公印省略)

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講 じたので通知いたします。

記

# 1 (監査実施日 令和2年10月30日)

対象となった		
部局	要望事項	講じた措置の内容
課・施設の名称		
総務部	職員数については、非効率組	職員定数については、政策課題
人事課	織 ・業務の見直し、職員の生	に対応できる体制を整えることを
	産性向上、ICT・外部活	基本に、業務の増減や内容等を精
	力 ・会計年度任用職員の活用	査し、事務事業の見直しや多様な
	等を図りつつ、業務量に応じ	雇用形態の活用等を検討しなが
	た適正な人員配置に努められ	ら、最も効果的・効率的な職員配
	ているところと理解してお	置が実現できるよう、設定してい
	り、今後とも、コロナ感染症	るところです。今後も多角的な視
	対策等市民サービスの向上や	点をもって、職員の適正配置に取
	働き方改革の推進、職員の育	り組みます。
	児参画といった今日的な社会	
	的課題にも十分留意し、継続	

的な取組に努められたい。	